

2017年

9月10日

第306号

ゆうあい通信

発行所 石井記念友愛園

宮崎県児湯郡木城町椎木644番地1

〒884-0102 Tel 0983-32-2025

「新しい社会的養育ビジョン」を憂う

園長 児嶋草次郎

9月に入って最初の日曜日（3日）、中・高生の子供たちと一緒に、畑に出て、収穫祭感謝祭（11月23日）に間に合わせなければいけないと言いながら、秋野菜の人参、大根、カブ、大根、小松菜、水菜等の種まきをしました。秋の日はつるべ落とし。収穫時期の3か月後を考えると、本来であれば8月末頃に播くのが良いのですが、石井十次セミナー等で忙しく、畑に出る余裕がありませんでした。子供たちの夏休みも終って、職員たちは気分的にはホッと気を抜きたい所です。しかしこの時期、一日でも早く種を播いておかないと、秋の深まりに野菜の成長が追いついていけなくなるのです。

その日の夜、寝室の外ではパラパラと雨音がし、次の日は本格的に雨が降ってくれました。土は真夏の太陽に焼かれてボロボロに乾燥していましたので、恵みの雨でした。大地もうるおい、これで確実に芽を出してくれることでしょう。

その後、天に感謝しながら、また癒しを求めながら、送られて来た月刊誌「致知」10月号に目をやっていると、次のような言葉に出会いました。薬師寺管主の村上太胤（たいいん）氏と、あの西岡常一棟梁（とうりょう）の内弟子で、薬師寺金堂等を再建して来た、現在鶯（いかるが）工舎の舎主、小川三夫氏との対談の中に出て来るのです。村上管主が日本の古い仏教建築について次のように言っています。

「感心するのは、渡米人が高度な技術を持っていたとしても、それを真似るのではなく、日本の気候風土に合った形にアレンジしていることです。向こうの建物は雨が少ないので軒が短い。だけど、古代の日本人は建物の基壇（きだん）を高くして軒の出を大きくした。」

溜飲が下がる思いとはこういう気分のことをいうのかもそれません。8月上旬以来ずっと鬱積していた感情が少し解き放たれる感じでしょうか。そう言えば今年中に国の登録有形文化財に決まる見通しとなった静養館は、元々は純粋な西洋館（明治12年建立）であったのに、日本人が使うようになってから、日本の気

候風土に合うようにどんどん改造され、現在では床はかなり高く、またの軒もお寺のお堂のように前にせり出しています。

この宮崎の気候風土にしっかりなじんでいるからこそ、この静養館も方舟館も長い年月に耐えて残っているのであるし、これは、建物に関してだけでなく、欧米から入って来た文化についても、すべてに言えることではないかと思えます。

さて、本題に入ります。8月上旬からずっと私たち児童養護施設の現場の職員を憂鬱にさせている文書について、今回は書かせていただきます。厚生労働省から8月2日に出された「新しい社会的養育ビジョン」です。A4版で74ページにも渡って、かなり詳しく書き並べてあります。12名の学識経験者で、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が組織され、16回に渡って検討が重ねられまとめられたとのこと。文書形式から見ると、厚労省の人選で諮問機関として機能し、8月2日に答申されたものなのでしょう。しかし、新聞報道はそれより早く、8月1日付の新聞（読売新聞）で、7月31日に厚労省は「新たな数値目標の案を公表した。」と記されてありました。内閣改造で大臣が代ることになり、あわてて急ぎよ発表したようです。

この「新しい社会的養育ビジョン」については、児童養護施設の全国組織（全国児童養護施設協議会）の会長桑原教修氏も、あわててコメントを出しています（5日）。私はその文面を読み、二重に衝撃を受けています。「そのまとめに至る過程の強引さに驚愕を禁じ得ないでいる。」「検討会の拙連すぎる強引な手法」、「結論ありきの会議運営ではなかったのかという疑念を抱かざるを得ない。」「目指す方向は理解できても、数値の根拠や示されたスケジュールはあまりにも唐突」。

全国の会長がこんなことを書くのですから、全国養護施設協議会がこの「検討会」の進行においては蚊帳の外だったということを自ら弁明することになっています。知りませんでしたではすまない内容でしょう。

ではその「新しい社会的養育ビジョン」の中味です。まず最初にその「意義」として、「平成28年児童福祉法改正では（略）家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上画期的なことである。」と大義名分を振りかざし、「一体的かつ全体として改革を進めなければ、我が国の社会的養育が生まれ変わることはない。」と「結論ありき」的な強固な意志をアピールしています。

平成27年度から全国都道府県と各施設で取り組み始めた「家庭的養護推進計

画」は、この「意義」では言葉にも出て来ませんし、メンバーたちの眼中にもないようです。「推進計画」は厚労省の強い指導で始まったものであり、まだ2年半ほどしかたっていないのに、その同じ厚労省が全然次元の違うようなことを言いだすとすればあまりに無責任でしょう。「家庭的養護推進計画」は反故（ほご）にするようです。

その内容は、私達にとっては青天の霹靂（へきれき）でした。

「3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。」

「家庭的養護推進計画」では、15年かけて里親委託率を30%以上にする目標でしたから、これはまさに革命です。随分飛躍した数字を掲げたものだと思います。「国際比較にも耐えられる」数字にしたいという学者たちの強い願いに、厚労省が押し切られたのでしょうか。グローバル化の時代ですので、アメリカ・イギリスと同じような数字の時代がいずれは来るのでしょうか、5年以内、7年以内とはあまりに性急です。

次のようにも書いてあります。「就学前の子供は、家庭的養育を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。」

施設への滞在期間は、「原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また特別なケアが必要な学童期以降の子供であっても3年以内を原則とする。」

「家庭的養護推進計画」に向けて心の準備をし、5年後10年後に向けて構想を練っている施設現場の職員たちにとっては、あまりにも唐突で強引な話のように思えます。なにがなんでも欧米に合わせるのだという、現場を知らない学者たちの意気込みが感じられます。

石井記念友愛社としても、里親推進は賛成であり、その前提としてまずその推進の拠点となり里親のフォローのできる施設（石井記念神武の家、石井記念仁愛の家）を整備し、さらに先手を打った母子支援・妊婦支援にまでさかのぼるため、地域へのアウトリーチ機能を持つ児童家庭支援センターを本年度設置する方向で事業を進めているところです。里親は言わば個人事業であり、その支援体制が同時並行してしっかり組み立てられていかなければ、ほんとうには増えてはいかないでしょうし、無理をすれば里親も混乱していくでしょう。その支援体制は児童相談所だけで背負えるとはとても思えません。「ビジョン」の言うような里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）が今後数年で簡単にできることは今までの社会的養護の歴史を振りかえり考えてみてもとても無理でしょう。

今回の「ビジョン」で悲しいのは、施設の自立支援機能を全く認めてないということ。施設機能を間接的に否定していると言ってもよいでしょう。現在石井記念友愛園から12名の卒園生が大学・専門学校に進学していますが、彼らの多くは幼少期からこの友愛園で生活し、自立力・自律力を養って来ています。施設否定は、彼らのアイデンティティ、否、尊厳をも否定することにつながり兼ねません。忌々しきことです。ぜひ彼らに発言してほしいと思います。

私たちは、夏の石井十次セミナーで外国の講師を呼んで、日本型の社会的養護はどうあるべきかを追究してきました。里親委託率70%を超えるイギリスの裏の歴史も学びました。施設が国の植民地政策に加担し、子供をだまして、カナダやオーストラリア等に送っていたのです。またカトリックの施設における性的虐待等も明らかになり施設がたたかれるという歴史があったのです。施設否定が進み、その反動として里親が増えるという面もあったのです。韓国や中国の里親の多くは親族であるということも知りました。里親委託率50%ほどのドイツでは、まだ伝統的な定員の多い施設が存在するという事も分かりました。その国々の歴史や文化に大きく左右されていくのです。ただきれいな理念だけで出来るものではありません。

アメリカの里親委託率は77%程度ですので、おそらく今回の検討会のメンバーの多くは、アメリカの価値観を日本に強引に取り入れようとしているのでしょう。今年の石井十次セミナーでは、アメリカのマウス・タンヤさんを講師としておまねきしたのですが、社会的養護の専門家ではありませんので、その数字77%の表と裏については解明できませんでした。来年、もう一度挑戦したいと思います。

日本の社会的養護において、今回の「ビジョン」を作った検討会のメンバーたちが考えているように、施設において愛着関係は成立し得ないのでしょうか。また、パーマネンシーの保障（永続的支援）はできないのでしょうか。できないとするならば、我々の先人達の歴史をも否定することになるし、我々の存在意義そのものも根本から否定されることとなります。我々は一体今まで何をやって来たの、ということになります。

石井十次の考えた施設養護の原理の中に「主婦の四角」というのがあります。何度も紹介して来ましたが、保育士の資格を4点あげているのです。児童中心主義、共炊共食主義、早眠早起主義、そして不変不動主義です。不変不動主義については、庭の松の木のように大地にしっかり足をすえて子供たちにつくせという意味だと説明してきましたが、今、このパーマネンシーの保障なのだと気付かされます。結婚もせず子供たちに人生をささげた女性もいたのです。

今の日本の児童養護施設にも、結婚せずに子供たちに自分の人生をささげる職員は多くいるでしょう。一緒に風呂に入ったり、添い寝をしたり、愛着関係作りにおいても、欧米人たちとは違った濃密な触れ合いを日本の保育士たちはやっているのです。親と一緒に住めない時、里親にあずけることができればそれに越したことはない。しかし、施設養育においても、日本の場合、施設職員がとことん寄り添って来たとし、今もそうしようとしているのではないのか。その西欧と日本の養育文化の違いをはっきりさせなければいけない。

なぜアメリカの施設養育が崩壊していったのか、キチンと検証していく必要があるでしょう。これは私の仮説ですが、基本的に労働観の違いがあるのではないのか。もともと西欧人にとって労働とは奴隷のやる仕事だった。できるだけ働きたくないという価値観が根本にある。今回の石井十次セミナーにも参加して下さった福岡県立大学の細井勇先生は、今、ドイツの社会的養護について研究されているのですが、ドイツのグループホームの職員は、週に3日間しか働かないというようなことを言っておられました。労働条件を完備していけば、結局そういうことになるのでしょうか。そのような関係で愛着関係、信頼関係が築けるはずないでしょう。1か月間の長期休暇を取るなんてことも欧米人にはよく見られることです。結局里親を頼るしかなくなる施設の裏の事情がアメリカにもあるのではないのか。私はそう想像しているのです。そんなことを考えてういと、今回の「ビジョン」は、悪魔のささやきのようにも聞こえて来ます。

「おまえら、社会的養護の子供たちに、そんなに自分の人生をかける必要はないよ。もっと仕事として割り切って彼らの養育を考えればよいのではないか。里親がいるんだから、里親はそれなりの覚悟であずかるんだし、彼らにまかせればよいではないか。最初の里親との相性が悪かったら、次の里親に回せばよい。それが神様のおぼしめしだ。子供の権利だ。」

私はこの仕事について、その責任の重さを自覚してからは、ほぼ年中無休で命をかけて働いて来ました。アメリカの価値観からは対極にある人間なのでしょう。アメリカナイズされた学者たちが、法律を振りかざして我々の先人たちが築いて来た福祉文化を捨て去っていくことにならなければよいかと懸念します。

「日本型の児童福祉を求めて」と副題を掲げて開催した今年の石井十次セミナーについて書く余裕がなくなっていました。基調講演をいただいた前熊本県知事で現日本社会事業大学理事長潮谷義子先生は、もともと乳児院の園長であり、私たちの大先輩です。私は車で空港への迎え送りをさせていただき、個人的にも色々とお話をさせていただきました。今回の「ビジョン」についても心配をされていました。行政のトップにおられた方でもあり、今後、児童福祉界で

子供たちの未来のために、リーダーシップをとってくださるのではないかと願っています。

この社会的養護の世界にもグローバル化の波は確実にやって来ています。里親推進は石井十次も考えたことだし、進むべき方向です。ただ我々先人たちの築いてきた道を踏みはずさないように、天にツバすることがないように、慎重に新たな福祉文化を築いていきたいものです。私もあと何年この世界で働かせていただけるのか分かりませんが、これからも命をかけて、子供たちの未来を作っていきたいと思います。